

京都市告示第638号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
太秦経161号線	右京区太秦垂箕山町15番地の55地先から	旧	メートル 60.40	メートル 1.60~4.00
	同区太秦一町芝町1番地の2地先まで	新	54.10	2.30~3.50

(建設局土木管理部道路明示課)